

令和5年度平戸市農業委員会第13回総会議事録

■開催日時：令和6年3月26日（火）午前9時30分～午前10時20分

■開催場所：平戸市役所 3階 大会議室 ABC

■農業委員：19人中17人出席 欠席委員：10番、12番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中12人出席 欠席委員：1番、2番、4番、10番、17番
18番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 浅田事務局次長、寺田班長
植野主任主事 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告 第14号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届について

報告 第15号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

報告 第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1項第1号の規定に基づく契約解除について

議案 第58号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第59号 非農地通知申出について

議案 第60号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第61号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
次長	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>ただいまから、「令和5年度 第13回平戸市農業委員会総会」を開会いたします。</p>
事務局	<p>開会にあたり、川村会長がご挨拶致します。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>皆様、おはようございます。第13回の総会に大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>今年は、天候が不順で、田の仕事をすることも、早く、他の作業をすることも、雨が多く、天候には左右されています。</p> <p>また、農繁期に入ってきました。新聞によると、農機具による死亡事故が県内で発生しており、昨年においても、大ケガをする事故が平戸市でも発生しており、慌てないで、十分に気を付けて農作業を行ってください。</p> <p>本日も、報告3件、議案4件を提案しておりますので、慎重なるご審議をお願いして、開会の挨拶といたします。</p>
事務局	<p>本日は、10番、12番の農業委員から欠席する旨の連絡がっております。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>また、推進委員では、1番、2番、4番、10番、17番、18番委員から欠席する旨の報告がっております。</p> <p>それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、川村会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名</p> <p>それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号、1番委員、2番委員、書記に事務局次長を指名いたします。</p> <p>以上で日程3を終わります。</p>

会 長	<p>■日程4 会務報告</p>
事務局	<p>次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をいたします。</p> <p>それでは、議案書の1ページをお開きください。 3月の会務報告をいたします。(3月会務報告を報告) 4月の会務予定を申し上げます。(4月会務予定を報告) 以上で報告を終わります。</p>
会 長	<p>それでは、4月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。 4月の総会を令和6年4月26日(金曜日)午前9時30分からとし、 場所は、平戸市役所3階大会議室において開催したいと思いますが、 ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会 長	<p>異議がありませんので、4月の総会を令和6年4月26日(金曜日) 午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において、 開催いたします。</p>
	<p>■日程5 議事</p>
会 長	<p>次に、日程5、議事に入ります。</p> <p>《報告14号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届について》</p>
会 長	<p>報告第14号の議題に入ります。事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページ、3ページをご覧ください。 報告14号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届について、 今回、1件となっております。 番号1番、貸人、借人については、記載のとおりで、申請農地は、 田平町小手田免字井川994番9 外2筆、計3筆、地目は畑で、地積 合計が271㎡、新たに送配電用の鉄塔を新設するものです。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見の ある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「意見なし」</p>

会 長	<p>意見が無いようですので、「報告 14 号」を終わります。</p> <p>《報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について》</p>
会 長	<p>次に、報告第 15 号について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 4 ページ、5 ページをお願いいたします。 5 ページについて、ご説明します。</p> <p>報告第 15 号、農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について、番号 1 番、貸人借人については、記載のとおりです。貸借農地は、山中町字狸山 904 番、現況地目は田で、面積は 1,012 m²となります。契約内容は備考欄のとおりです。</p> <p>解約理由は、借人の死亡によるものです。</p> <p>報告第 15 号の説明は以上です。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「意見なし」</p>
会 長	<p>意見が無いようですので、報告第 15 号を終わります。</p> <p>《報告 16 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 20 条第 1 項第 1 号の規定に基づく契約解除について》</p>
会 長	<p>次に、報告第 16 号について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 6 ページ、7 ページをお願いいたします。 7 ページについて、ご説明します。</p> <p>報告第 16 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 20 条第 1 項第 1 号の規定に基づく契約解除について、番号 1 番、貸人借人については、記載のとおりです。貸借農地は、田平町上亀免字猿木 1078 番、現況地目は田で、地積が 1,360 m²で、全部で 5 筆、合計面積は 5,155 m²となります。契約内容は備考欄のとおりです。</p> <p>番号 2 番につきましては、ご一読をお願いいたします。</p> <p>解約理由としては、番号 1 番、2 番とも、農地中間管理権を取得し、3 年の期間を経過してもなお、当該農用地の貸し付けを行うことができる見込みがないと認められるためとなっております。</p> <p>報告第 16 号の説明は以上です。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。</p>

3 番 委 員	農地中間管理機構に利用して農地を貸し借りすることで、貸主は安心して貸しているのですが、機構により借りる人が見つからない場合、地元が草刈など管理を任されておりますが、地元が管理できなくなった場合、国の制度として安易に機構を利用することは難しくなると思うので見直しが必要であると考えます。
事 務 局	農地中間管理機構を通じた貸借は、貸人・借人の合意によって行っているのがほとんどであります。借人が見つからないまま機構に預けると、このような状況になるおそれがあります。
事 務 局	機構としても、借人が見つかるよう推進をしているところです。 この案件に関しては、借人は見つかり、継続して貸借契約をすることになっていりましたが、貸借期間終了までに継続する契約が間に合わなかったことにより発生したものです。 次回、新たに貸借することにしております。
11 番 委 員	関連ですが、農地中間管理機構を通じて預ければ、機構が借りる人を見つけると聞いていたのですが、いまの話を知ると、必ずしも借りる人がみつからないケースもあるとのことですが、どのくらいあるのか。
事 務 局	令和6年2月末現在で、農地中間管理機構を通じて貸し付けられた農地が本市全体で、4,428筆、面積で4,820,048.56㎡、そのうち貸借されているのが、4,416筆、面積で4,802,243.56㎡、その差となる、12筆、面積で17,805㎡が貸し付けされていない農地となります。
11 番 委 員	機構に貸したいという人が多いと思いますが、農業委員として安易に推進できないのではと思います。
事 務 局	機構も苦労しており、貸人借人が明確であれば、スムーズに契約が進むこととなります。 また、機構では年2回、農地のマッチング会を実施しており、農地を貸したい方より届出を行ってもらい、担い手となる認定農業者等に農地を借りませんかなど案内しているところです。
3 番 委 員	農地のマッチング等で他地区に入ってきた人が、地区の共同営農のやり方と違うので、防護柵の設置など困っているケースがある。 マッチングをする時には、そのような地域営農の条件があることも話してほしい。
事 務 局	関係部署とも協議して、マッチング時に話します。
会 長	ほかに意見はありませんか。
委 員 一 同	「意見なし」
会 長	意見が無いようですので、報告第16号を終わります。

《議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》

会 長

次に、議案第 58 号の議題に入ります。
それでは、事務局からの提案・説明を求めます。

事務局

議案書の 8 ページ、9 ページをご覧ください。
議案第 58 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。今回、1 件であります。

事務局

番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、下中野町字久保 410 番 5、地目は畑で、地積が 499 m²、新たに一般住宅を建築するための所有権移転（売買）の転用となります。
（スライドにより位置、現況写真等について説明。）
以上で説明を終わります。

会 長

ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで、現地に立ち会われました関係委員の補足説明をお願いいたします。

16 番委員

「補足説明。」

会 長

ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。

委員一同

「質疑なし」

会 長

質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。

会 長

議案第 58 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員一同

「異議なし」

会 長

異議なしと認め、議案第 58 号について、原案のとおり決定いたします。

《議案第 59 号 非農地通知申出について》

会 長

次に、議案第 59 号の議題に入ります。
それでは、事務局からの提案・説明を求めます。

事務局

議案書の 10 ページ、11 ページをご覧ください。
議案第 59 号、非農地通知申出について、ご説明いたします。今回は、1 件であります。
番号 1 番、申出人は記載のとおりで、申出を受けた土地は、中野大久保町字磯道 64 番イ 外 2 筆で、地目は田で、地積合計が 617 m²と

	<p>なります。</p> <p>(スライドにより位置、現況写真等について説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで、現地に立ち会われました関係委員の補足説明をお願いいたします。</p>
5 番委員	<p>「補足説明」</p>
会 長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p>
会 長	<p>議案第 59 号について、原案のとおり非農地とすることにご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 58 号について、原案のとおり非農地であると判断いたします。</p>
	<p>《議案第 60 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》</p>
会 長	<p>次に、議案第 60 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 12 ページから 14 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 60 号農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、今回は、33 筆となっております。</p> <p>昨年 10 月 1 日の農地利用状況調査において B 分類農地として判断された農地となります。</p> <p>(スライドにより位置、判定状況写真、現況写真等について説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 60 号について、原案のとおり非農地と判断することにご異</p>

	議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 60 号について、原案のとおり非農地と判断いたします。
	《議案第 61 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について》
会 長	次に、議案第 61 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書 15 ページから 17 ページをお願いいたします。 議案第 61 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について、ご説明いたします。 項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借権の設定（借受・転貸一体型）となります。 整理番号 1 番、農地中間管理機構に貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。 権利対象の土地は、山中町字中原 450 番 1 外 2 筆、計 3 筆で、現況地目は田で、合計面積が 2,445 m ² となります。 合計で、再設定 1 件、筆数 3 筆、面積 2,445 m ² となります。 項目 2 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構で設定された権利の移転となります。 整理番号 2 番、権利を移転する者、及び権利の移転を受ける者については、記載のとおりです。 権利を移転する土地は、田平町福崎免字上福崎 159 番、地目は畑で、面積は 2,034 m ² となります。 合計で、1 件、筆数 1 筆、2,034 m ² となります。 説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 61 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」

会 長	<p>異議なしと認め、議案第 61 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>■日程 6 閉会</p>
会 長	<p>以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p>
会 長	<p>以上をもちまして、令和 5 年度平戸市農業委員会第 13 回総会を閉会いたします。</p> <p>閉会時刻：10 時 20 分</p>
	<p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: right;">印</p>
	<p>議事録署名人</p>
	<p style="text-align: center;">1 番委員</p> <p style="text-align: right;">印</p>
	<p style="text-align: center;">2 番委員</p> <p style="text-align: right;">印</p>

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	5	岡村勝彦
	17	前原正行
	16	寺田俊雄
	8	神田孝夫
	4	榊屋可恵
中部	7	川上武夫
	14	塚本憲章
	6	松山矢市
南部	18	青崎日出男
	1	山口隆徳
	9	針尾庄作
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	13	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	2	川尻修治
	15	大山荒助
大島	10	藤沢和正
	12	松山浩幸